

千葉県介護支援専門員地域同行型研修実施要綱

第1 目的

地域における人材育成の観点から、一定の実務を経験した介護支援専門員（受講者）に対し、主任介護支援専門員（アドバイザー）による実習型研修を実施することにより、相互研鑽を通じて介護支援専門員の実務能力の向上及び主任介護支援専門員の指導力の向上を図ることを目的とする。

第2 対象者

（1）受講者

原則として、介護支援専門員の実務に従事している者であって、就業後1年を経過した者

（2）アドバイザー

主任介護支援専門員

第3 事業内容

（1）受講者とアドバイザーの募集、組み合わせの決定

実習協力施設及びアドバイザーの指定、受講者の決定を行う。

（2）アドバイザー事前研修

アドバイザーが本番の同行を想定し、監督指導（スーパーバイズ）の場面の演習事例を外部観察者として評価することにより、自身の監督指導（スーパーバイズ）の傾向を客観的に把握し、本番での適切な助言・指導能力を習得する事を目的に実施する。

（3）初日全体研修

アドバイザーと受講者が組になり、受講者が提出した事例をもとにアセスメント確認演習を実施し、アセスメントとケアプランを客観的に確認することにより、アドバイザーと受講者の間で視点を共有化し、研修の目標を設定する。

（4）個別同行実習

アドバイザーと受講者がそれぞれのケースのサービス担当者会議への出席及びモニタリング訪問により、受講者のサービス担当者会議での進行、調整、会議録作成に係る能力の習得及びモニタリング、事後調整のあり方を理解する。

(5) 最終日全体研修

受講者がプレゼンテーションによる研修の振り返りを行うことにより、受講者等との気付きの共有及びプレゼンテーション能力を習得する。

第4 実施主体

第3(1)(4)は市町村、(2)(3)(5)は県とする。

第5 事業実施に当たっての留意点

(1) 個別同行実習

個別同行実習の実施に当たっては、地域や受講者等の状況に応じ、サービス担当者会議の出席及びモニタリング訪問の他に、退院前カンファレンスへの同席、在宅看護・在宅診療への同行等について、研修内容に盛り込むことも可能とする。

なお、この場合においては、関係機関と協議の上、プログラムの内容・方法を検討し決定するものとする。

(2) ファシリテーターの配置

アドバイザーの育成と指導及びアドバイザーと受講生の調整を行う本研修の進行役（ファシリテーター）について、地域包括支援センターに勤務している者等、実務経験・講師経験について十分に要件を満たす者を市町村が選出し、配置すること。

(3) 地域包括支援センターの関わり

地域包括支援センターについては、本来的に地域の介護支援専門員を育成する役割を担っているため、地域同行型研修の実施に当たっては、人材育成の推進を図る観点から本研修の運営支援の機能をにうことが望ましい。

第6 その他留意事項

運営上知り得た個人の秘密の保持について、厳格に行うとともに、講師、ファシリテーター、アドバイザー、受講者に対して十分に留意するよう指導する。

第7 修了証書の交付等

県はアドバイザーに対して、修了証書を交付するものとし、介護支援専門員登録番号、修了年度、氏名等の必要事項を記載した名簿を作成する。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、研修事務の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成28年3月25日から施行する。